

ファンドによる各種経営支援

投資先の事業をファンドと連携・協力機関による様々な経営支援策で応援します。

資金支援

ファンドからの投資の他、大阪信用金庫、日本政策金融公庫国民生活事業との協調融資も相談可能です。※融資については別途審査有り。

経営支援

大阪信用金庫の中小企業診断士による経営指導、外部専門家の紹介やビジネスマッチング支援および連携・協力機関の経営支援メニューを活用できます。

広報支援

投資先企業の活動を各種情報発信などで広くお伝えすることが可能です。

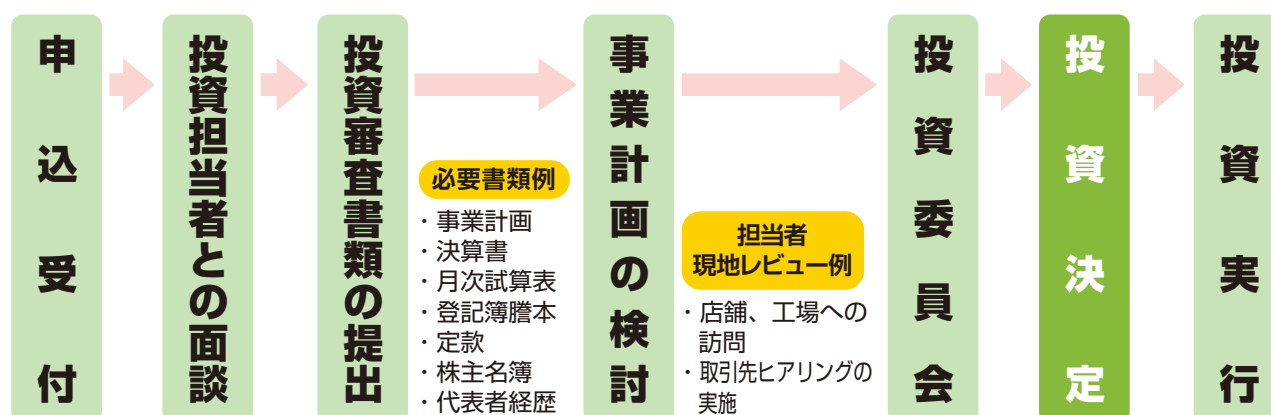
人脈構築

事業拡大に必要なパートナー候補について、ファンドおよび連携・協力機関のネットワークを活用できます。

ご利用の手続き

受付から投資委員会開催まで、**3ヵ月程度**の期間を要します。

投資決定後、投資実行に要する期間は、各企業側で必要となる手続きによります。



問い合わせ先

まずは、下記のいずれかへご相談ください。(土日祝日を除く 9:00 ~ 17:00)

■大阪信用金庫 地域産業振興部

TEL.06-6772-1592 / E-mail: chisan@osaka-shinkin.co.jp

■ミライドア株式会社 投資本部

TEL.075-257-6656 / E-mail: fvc-kikaku@fvc.co.jp

■日本政策金融公庫 国民生活事業本部 大阪創業支援センター

TEL.06-6315-0306

創業・第二創業 「未来を創る。」 その想いに寄り添い支援します。

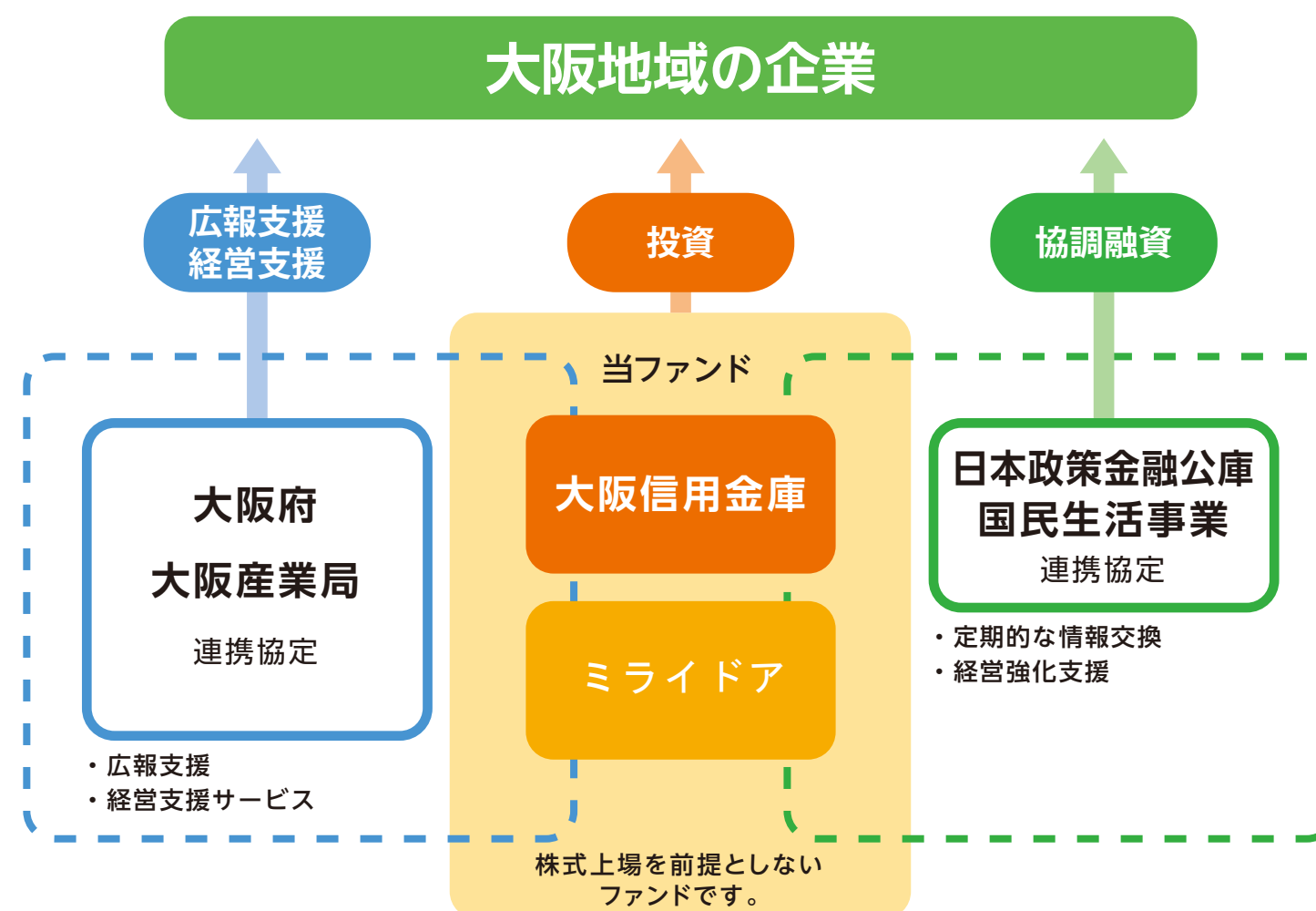
ファンド総額

5億円

Great Fund

だいしん創業支援2号ファンド

創業・第二創業時の資金調達を応援します!



大阪信用金庫



日本政策金融公庫
国民生活事業



こんな方におすすめ

「会社設立の際に自己資金が少なく、十分な資金調達が困難。」

- 資金計画を踏まえ、必要な資金を出資により提供いたします。連携協定を結ぶ**日本政策金融公庫 国民生活事業との協調融資**(※)も相談可能です。※日本政策金融公庫国民生活事業による融資審査有り

「個人事業主を法人化し、更に事業規模を拡大したい。」

- 事業拡大にかかる資金の提供の他、事業ステージの変化に伴う経営課題に対して、連携・協力機関の**各種経営支援サービス（産学連携、ビジネスマッチング、公的支援等紹介）**が受けられます。

「創業期であり、資金調達や営業での新規取引に不安がある。」

- **資本金の増加により経営基盤が強化**され、企業としての信用力が向上します。

「第二創業として新たな事業の柱を確立したい。」

- 第二創業の立ち上げに必要となる**開発費や人材採用・人件費等**にも活用いただけます。

利用者の声



A 株式会社 社長

「これまで個人事業主として店舗経営をしてきたが、多店舗展開を進めるにあたって資金だけでなく経営の相談相手を必要としていたため、株式会社化を機にファンドから出資を受けた。」



B 株式会社 社長

「株式上場が前提のファンドとは異なり、事業が軌道にのれば返せる金額を出資してもらうので、地域に根差したビジネスや女性起業家も利用しやすい仕組みだと思ってファンドの出資を受けた。」

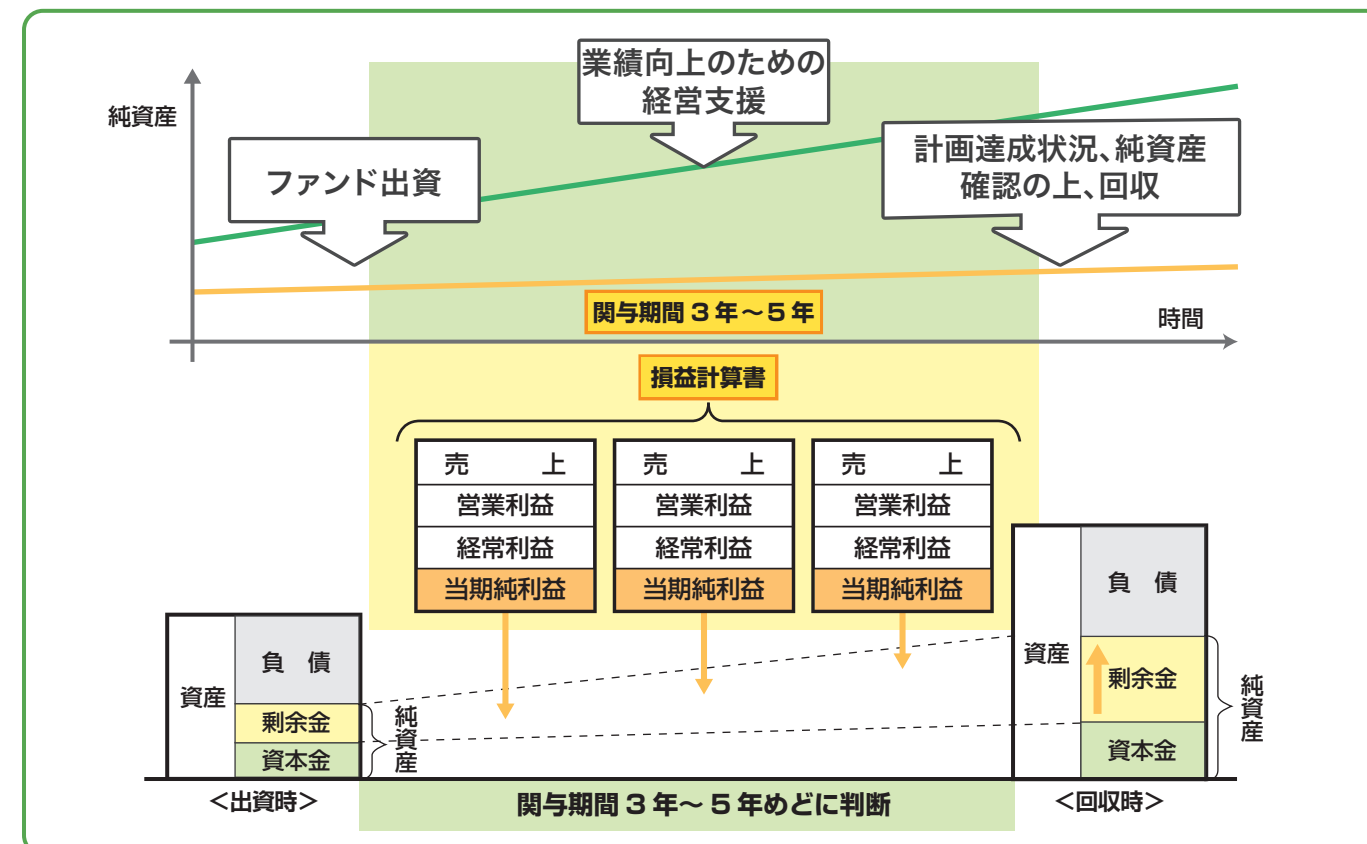
ファンド概要

「だいしん創業支援2号ファンド」

- 出資者 有限責任組合理員 大阪信用金庫
無限責任組合理員 ミライドア株式会社
- 設立日 2022年2月21日
- 存続期間 設立日より10年間 2032年2月20日
- ファンド総額 5億円
- その他 当ファンドから対象企業への払込口座は、大阪信用金庫を基本としています。
当ファンドは議決権の過半数以上の取得(経営権の行使)は想定しておりません。



ファンドの出資から回収まで



■ 対象企業

大阪信用金庫の営業対象地域※に本社又は拠点を置き、**原則として会社設立予定者または設立から5年以内の企業**、又は、既存事業とは別に、**新分野への進出、業態転換等**に取り組む企業（個人事業者については株式会社化した上で投資を行います。）

業種、規模は日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象企業に準じます。

※大阪府（一部地域を除く）、尼崎市、伊丹市。詳しくは、お問い合わせ時にご相談ください。

■ 投資手法

【投資方法】 **種類株式、普通株式、新株予約権付社債**(※1) など

【投資金額】 目安として、**1社あたり5百万円～20百万円程度**

※資金ニーズや事業規模により異なります。

■ 投資の決定

創業者との面談、関係者へのヒアリング、事業計画の審査により投資の判断を行います。

なお、審査には最長3ヵ月程度の期間を要します。

■ 資金使途

事業資金全般（設備資金に限らず、人件費等幅広い使途に活用いただけます。）

■ 投資回収方針

株式上場は前提としていません。事業計画の達成状況や純資産(※2)の状況を踏まえ、当ファンドの持分の回収方法を検討します。主には株式譲渡で、譲渡相手は経営者による株式の買い取り、自己株式の取得(※3)、取引先への譲渡などが想定されます。

※1 社債 : 株式会社が長期資金を調達するために発行する債務証券です。

※2 純資産 : 資産総額から負債総額を差し引いた残額です。

※3 自己株式の取得 : 企業が過去に発行した株式を買い戻すことです。配当と同様、株主還元の一の方策として利用されます。